

## 事業所得等に係る必要経費について

共済組合及び給与規則上の所得とは、被扶養者の年間における総収入金額のことを指しますが、事業所得・不動産所得等の場合は、**総収入金額から当該所得を得るために必要と認められる経費**（人件費、修理費、管理費等社会通念上明らかに当該所得を得るために必要な経費の実額）**を控除した額**となります。

そのため、所得税法上の必要経費とは必ずしも一致しませんので、下記の表を参考に誤りのないよう計算してください。

費 目	所 得 税 法	共 済 組 合 (給与規則)	費 目	所 得 税 法	共 済 組 合 (給与規則)
売上原価	○	○	修繕費	○	△
租税公課	○	×	消耗備品費	○	△
荷造運賃	○	△	減価償却費	○	×
水道光熱費	○	△	福利厚生費	○	×
旅費	○	△	給料賃金	○	○
交通費	○	△	利子割引料	○	×
通信費	○	△	地代家賃	○	△
広告宣伝費	○	×	会議費	○	△
接待交際費	○	×	図書費	○	△
損害保険料	○	×	研修費	○	△

△の経費はケースにより必要経費として認められる場合と、認められない場合がありますので、別途お問い合わせいただくことがあります。